

行政文書の管理に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年八月二十八日

浜
野
喜
史

参議院議長山崎正昭殿

行政文書の管理に関する再質問主意書

「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の敷地内破碎帯の評価について（その2）」（以下「本報告書」という。）については、行政機関である原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）が公式の会合において選任した有識者により公式に組織した有識者会合が、平成二十六年十二月十日に開催された敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合のピア・レビュー会合以降、電子メール等による議論によつて内容を取りまとめたものとされている。

本報告書は平成二十七年三月二十五日に規制委員会に報告された後、今後の原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査において重要な知見の一つとして参考にされる重要な文書とされているが、本件に関わった規制委員会委員及び原子力規制庁の職員全員が電子メールを削除したため、経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績、すなわち、どのような経過をたどつて、どのような形でいつ有識者会合での議論が終了したのか、さらには、有識者会合の委員全員の最終合意が得られたのかどうかも含め、一切が不明である。

こうした取扱いは、私が提出した「行政文書の管理に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第二三五号）に対する答弁書（内閣参質一八九第二三五号）で示された公文書等の管理に関する法律の趣旨、精神

に照らし、不適切であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。